

審議会等の設置及び公開に関する指針

1 目 的

亀岡市の附属機関である各種審議会等（以下「審議会等」という。）の運営の一層の活性化、簡素効率化を図るとともに、行政コストの削減をはじめ、市政への市民参画の推進、行政の公正の確保と透明性の向上等により市民に開かれた市政を推進していくため、審議会等の設置等の指針を定めることを目的とする。

2 対 象

この指針において、「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び市民、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により設置された委員会、協議会等とする。（ただし、市職員のみで構成する内部組織を除く。）

3 審議会等の設置

審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 必要性を十分検討して安易に設置することを避けるものとする。
- (2) 審議会等を設置する場合、設置目的が類似する既存の審議会等において分科会あるいは部会を設置して、弾力的、機動的な対応ができないか検討する。
- (3) 可能な場合には、審議会等の設置期間の終期を設定すること、又は目的を達成した場合には、当該審議会等を廃止することをあらかじめ規定しておくものとする。

4 審議会等の見直し

既存の審議会等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、廃止又は他の審議会等との統合を検討するものとする。

- (1) 所期の設置目的を達成したもの。
- (2) 社会経済情勢の変化や必置規制の緩和等により、設置の必要性が低下したもの。
- (3) 過去3年以上審議が行われないなど、活動実績がないもの。
- (4) 審議事項、委員構成等が他の審議会等と類似、又は重複するもの。

5 委員の選任基準等

幅広く市民の声を市政に反映させるため、審議会等の委員の選任（改選を含む。以下同じ。）に当たっては、法令等に定めがある場合や当審議会において高度で専門性を必要とするなどの特別な事由がある場合を除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 一審議会等あたりの委員数は、必要最小限にとどめ、20人以内とするが、特別な事情がある場合は上限を30名以内に努めるものとする。
- (2) 委員の選任に当たっては、審議会等の設置目的に沿った関係のある幅広い分野から人材を起用するとともに、公募制の積極的導入に努めるものとし、その所管課長等は各委員候補者の検討を始める段階で、別記様式1により、原則として選任の2ヶ月前までに企画調整課長と協議を行うものとする。
- (3) 関係団体から選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、広く構成員の中から推薦を受けて選任に努めるものとする。
- (4) 委員には、積極的に女性の登用を図るものとする。
- (5) 市議会議員は、当該審議会の構成上不可欠な場合等任命権者が特に必要と認める場合を除き選任しないものとする。
- (6) 職員は、原則として委員に選任しないものとする。
- (7) 委員がその職務を十分果たし得るよう、他の審議会等の委員と兼ねることのできる件数は、できる限り4件以内（ただし、公募委員については2件以内）とする。
- (8) 委員の任期は、2年以内とし、同一委員の継続在任期間は、できる限り10年以内とする。

6 会議の公開の基準

審議会等の会議は、亀岡市情報公開条例（平成12年条例第32号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

7 公開又は非公開の決定等

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、6の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合には、その理由を亀岡市のホームページへの掲載や市民情報コーナーにおける閲覧などにより、明らかにするものとする。

8 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を亀岡市のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を市民情報コーナーにおいて閲覧に供すること等により、市民に周知するよう努めなければならない。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

9 公開の方法

- (1) 審議会等は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。

- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

1 0 審議等の要旨の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の審議等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、亀岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

1 1 運営状況等の調査

- (1) 政策企画部長は、毎年度定期的に審議会等の運営状況について調査を行うものとする。
- (2) 所管部局長は、審議会等に係る委員改選、新設、廃止等を行ったときは、速やかに報告書（別記様式2）を企画調整課長に提出するものとする。
- (3) 政策企画部長は、前項の結果に基づき、審議会等の運営の適正化に努めるものとする。

1 2 施行期日

この指針は平成13年6月1日から施行する。

附 則

この指針は平成14年6月3日から施行する。

附 則

この指針は平成21年11月26日から施行する。

附 則

この指針は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は平成24年10月1日から施行する。

附 則

この指針は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は令和3年4月1日から施行する。